改正労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律第23条第5項の規定に 基づき、労働者派遣事業の状況を公開いたします。

マージン率は、以下の計算式で算出されます。

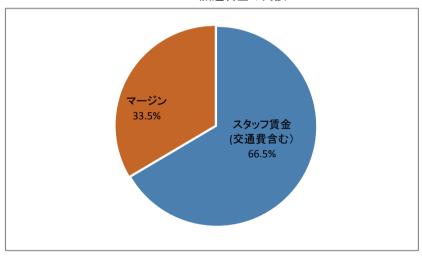
マージン率 = 派遣料金の平均額ー派遣スタッフ(労働者)の賃金の平均額 派遣料金の平均額

| 派遣料金(派遣先が派遣元に支払う料金 | |
|--------------------|------|
| 賃金(派遣会社が労働者に支払う賃金) | マージン |

対象期間:2019年2月1日~2020年1月31日

| 7/13/7/JHJ:2010 2/11 2020 1/101 | |
|---------------------------------------|-------------------|
| 派遣労働者の数 | 208名 |
| 派遣先の数 | 69社 |
| マージン率 | 33.5% |
| 派遣料金の平均額(1人当たり) | 18,633 円(1日8時間換算) |
| 派遣スタッフの賃金の平均 | 12,391 円(1日8時間換算) |

派遣料金の内訳



<マージンに含まれるもの>

- ・派遣会社が派遣スタッフの雇用主として負担する社会保険料(労災保険、雇用保険、厚生年金保険、 健康保険など)
- ・派遣スタッフが取得する有給休暇
- ・派遣スタッフのキャリアアップ教育訓練費用(実施費用、有給) ・その他、オフィス賃借料、募集費等をはじめとする諸経費 など

<教育訓練に関する事項>

エンカレッジ・オンライン(イーラーニングシステムによる研修講座)の受講を無料で受講可能。 (受講時間は有給※上限あり)

情報管理の基礎知識~情報事故を起こさないために~の受講を入社時に推奨する。 以降は年1回以上は業務に活用できる講座を選択し受講を推奨する。

<労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項>

・労使協定を締結しているか否か :締結済み

・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 :全ての派遣労働者 労使協定の有効期間の終期 :2021年3月31日